**習志野市公共下水道管路施設予防保全型維持管理の実践に向けた**

**基本方針検討業務委託に係るプロポーザル実施要項**

1. **業務の概要**

1.1 名称

習志野市公共下水道管路施設予防保全型維持管理の実践に向けた基本方針検討業務委託

1.2業務目的

本市においては、公共下水道施設のストックマネジメント計画（以下「本計画」という。）に基づき施設管理をすることとしているが、本計画は供用年数や管種、幹線、枝線といった机上の情報に基づき策定した計画である。

本計画では継続的に点検調査を実施し、改築計画を策定していくことしているが、更に効率的・経済的に予防保全型維持管理を進めていくために最適な基本方針が必要となることから、本業務を適切に遂行する能力・創造性・企画力・実績等を勘案し、総合的な見地から判断して最も適した事業者を選定するためにプロポーザルを実施する。

1.3 委託内容

　主な内容については、次のとおり。詳細については仕様書を参考とすること。

(1) 施設情報の収集・整理

(2) 点検調査計画の検討

　　(3) 点検調査の実施

　　(4) 点検調査結果の分析・評価の検討

　　(5) 点検調査データの管理手法の検討

　　(6) 予防保全型維持管理の実践に向けた基本方針の取りまとめ

1.4 委託期間

契約の翌日から令和 2 年 3 月 31 日まで

1.5 業務実施上の要件

1. 業務の打合せには管理技術者が出席すること。
2. 本市の所有する資料等については、監督職員に貸出を申し出た上、借用書を提出して貸与を受けることが出来る。ただし、貸与を受けた資料を他に貸与すること、これらにより知りえた情報を他に公表することは一切してはならない。

1.6 委託限度額

17,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

**2. 応募者の資格要件**

提案書提出日現在で次の条件を全て満たすものとする。

2.1企業の資格要件

1. 習志野市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の調達区分「委託」のうち、業種「調査・計画」に登録された者であること。
2. 過去5年以内（H26.4.1～H31.3.31）に完了した国及び地方公共団体発注の以下のいずれかの業務実績を有すること。
3. 予防保全的な点検調査結果（※）を踏まえた、公共下水道の管路施設におけるストックマネジメント計画策定業務

※本業務の目的を踏まえ下水道事業区域の全体最適化の視点で実施したスクリーニング調査などの点検調査を対象（長寿命化計画策定のためのテレビカメラ調査は対象外とする）

1. 公共下水道の管路施設におけるストックマネジメント計画策定業務（上記①以外）
2. 公共下水道の管路施設における長寿命化計画策定業務
3. アセットマネジメント規格であるISO55001の認証（下水道のコンサルティングの分野を含むものに限る）を取得していること。
4. 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年2月1日施行）に基づく指名除外措置を、募集要項公表日から本委託業務の契約候補者決定の日までの間、受けていない者であること。
5. 関東（一都六県）に本店又は入札・契約に係る権限を委任された営業所がある者であること。
6. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
7. 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者
8. 契約候補者決定の日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
9. 会社更生法（昭和14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
10. 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
11. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属する者。

(7) 法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）に定める税金を滞納していないこと。

(8) 都道府県民税、市町村民税、消費税を滞納していないこと。

2.2 配置予定技術者の資格要件

1. 管理技術者

管理技術者は、業務全般に渡り技術的管理を行わなければならない。また、技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とするものに限る。））又はRCCM（下水道）の資格を有する者であり、かつ、過去5年間に管理技術者または担当技術者として、次のいずれかの業務の実績を有すること。

1. 公共下水道の管路施設におけるストックマネジメント計画策定業務
2. 公共下水道の管路施設における長寿命化計画策定業務
3. 照査技術者

照査技術者は、業務全般に渡り照査技術者自身による照査を行わなければならない。また、技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とするものに限る。））又はRCCM（下水道）の資格を有する者であり、かつ、過去5年間に管理技術者又は担当技術者として、次のいずれかの業務の実績を有すること。

1. 公共下水道の管路施設におけるストックマネジメント計画策定業務
2. 公共下水道の管路施設における長寿命化計画策定業務
3. 担当技術者

担当技術者の少なくとも1名は、技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とするものに限る。））又はRCCM（下水道）の資格を有する者とする。主となるものは過去5年間に管理技術者又は担当技術者として、次のいずれかの業務の実績を 有すること。

1. 公共下水道の管路施設におけるストックマネジメント計画策定業務
2. 公共下水道の管路施設における長寿命化計画策定業務

(4) 技術者の兼務

照査技術者は管理技術者を、管理技術者は担当技術者を、担当技術者は照査技術者をそれぞれ兼ねることができない。

**3. 応募手続き**

3.1 スケジュール

(1) 募集要項の公告 　　令和元年11月19日（火）

(2) 質問受付 　　令和元年11月19日（火）～11月28日（木）

(3) 質問書の回答 　　令和元年11月29日（金）

(4) 応募書類提出締切　　令和元年12月　6日（金）午後 5 時必着

(5) 審査結果の公表 　　令和元年12月11日（水）

3.2 募集要項等の配布

本市ホームページに掲載。必要に応じてダウンロードすること。

3.3 質問書の受付・回答 募集要項等の内容について、次により質問を受付する。

(1) 受付期間

令和元年11月19日（火）～令和元年11月28日（木）午後5時必着

(2) 提出方法

質問書（様式1）により作成のうえ、事務局（習志野市企業局工務部下水道課）へ、Ｅメールにより提出するものとする。着信の確認以外に関する電話での質問は受付しない。

(3) 質問の回答予定日

令和元年11月29日（金）

(4) 質問に対する回答方法

本市ホームページで公表。

**4. 提案に当たっての留意事項**

4.1提案書に関する事項等

1. 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び、計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
2. 選定者の提出書類は返却しない。2位以下の提出資料は希望者による引き取りにおいて返却する。
3. 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとする。
4. 応募者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
5. 応募に係る全ての費用は応募者の負担とする。
6. 選定された提案書の実施体制については、やむを得ない事由等による他は、変更できないものとする。
7. 応募に係る情報は、個人に関する情報等を除き、習志野市情報公開条例（平成10年 4月1日施行）、又は市議会の資料請求に基づき開示されることがある。
8. 提案書の著作権は市に帰属し、市は無償で使用できる。ただし、第三者の著作権については承諾を得るものとする。

4.2失格条項

1. 資格要件を満たさない者が提案書を提出したとき。
2. 提案書に虚偽の記載があったとき。
3. 提案書の提出方法、提出期限、様式の枚数制限を守らないとき。
4. 委託限度額を超える受託予定額を提案したとき。
5. その他選定委員会が不適格と認めた場合。

**5. 提案書の提出**

5.1 提出書類

1. 業務提案書（様式2）

業務の企画提案（様式自由）片面印刷とし、表紙目次等を除きA4版5枚以内

1. 参考見積書（様式自由） 委託限度額(税込)以内とする。
2. 業務実績（様式3）
3. 業務実施体制（様式4）
4. 配置技術者調書（様式5（1/3・2/3・3/3））
5. 応募法人の概要書（様式自由） 資本金、業務概要、役員名簿が記載されたもの
6. 納税証明書 国税：法人税・消費税、地方税：都道府県民税・市町村民税

※いずれも、申請日以前3カ月以内の証明日のものであること（写しでも可）

1. 応募法人がISO55001の認証（下水道のコンサルティングの分野を含むものに限る）を取得していることの証明書

　5.2 5.1(1)の企画提案の作成及び記載上の留意事項

　　企画提案については、別紙仕様書を踏まえ、本業務に対する提案者の考え方、点検調査計画・実施方法、分析・評価方法、点検調査データ管理手法から予防保全型維持管理の実践に向けた基本方針をとりまとめることを求め、企画提案趣旨については、簡潔明瞭に示すものとする。

なお、別紙仕様書は、業務成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、提案者の企画提案内容を制限するものではない。

5.3 提出期間

令和元年11月29日（金）から令和元年12月6日（金）午後5時必着

5.4 提出部数

正本1部、副本10部

5.4 提出先

事務局

5.5提出方法

1. 持参、郵送又は宅配とし、全て期限内必着とする。
2. 郵送の場合は書留とする。
3. 受領書が必要な場合は、封筒に宛先を記入し、切手を貼ったものを同封すること。

**6. 提案の審査**

6.1 審査体制 提案の審査は次の10名の選定委員で構成される選定委員会において行う。

1. 企業局工務部長
2. 企業局工務部技監
3. 企業局工務部次長
4. 企業局工務部副技監
5. 企業局業務部企業総務課長
6. 企業局業務部経理課長
7. 企業局工務部工務管理課長
8. 企業局工務部下水道課長
9. 企業局工務部主幹（下水道）
10. 企業局工務部主幹（下水道）

6.2 評価項目及び配点

業務提案書の評価項目及び配点は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 配点 |
| 予防保全型維持管理の基本方針の考え方等  企画提案内容 | ７０ |
| 参考見積金額 | １０ |
| 業務実施体制 | ２０ |
| 合計 | １００ |

　なお、業務提案書の審査の結果、すべての評価項目における評価点が配点の6割に満たない場合は、契約候補者を選定しません。

**7. 審査結果の公表**

審査結果は、令和元年12月11日（水）に本市ホームページで公表するほか、応募者全員に選定結果を文書にて通知する。なお、第一位契約候補者は会社名を公表する。

**8. 契約の締結**

1. 市は、最も評価が高い者を第1位契約候補者として、契約締結交渉を行う。その場合に、契約金額は提案した受託予定金額以内とする。
2. 第1位契約候補者が前記の失格条項に該当すると認められた場合、または市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとする。
3. 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、実施体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがある。

**9. 事務局**

〒275-8666

千葉県習志野市藤崎1丁目1番13号 習志野市企業局工務部下水道課

（習志野市企業局新館3階）

TEL : 047-477-5351

FAX : 047-477-8984

Email: gesuido@city.narashino.lg.jp